

第2部

地球と共に生きる循環型都市を創る

人間の諸活動による環境への負荷を可能な限り軽減し、良好な地球環境を保全・継承していくことは、次の世代に対する責任でもあります。

私たちは、地球市民としての自覚を持ち、自然と共に生きる市民生活を実現するため、地球環境問題への対応、環境保全活動への市民参加の促進、汚染防止対策などを進めるとともに、ごみの排出抑制と適正処理・リサイクルを進め、資源循環型の都市システムの構築を目指します。

施策体系

地球と共に生きる 循環型都市を創る

I 人に、自然にやさしい環境づくりを進める

- 環境共生都市づくりへの取り組み
- 環境学習・環境教育の推進
- 自然とふれあう環境づくりの推進
- 良好な大気環境づくりの推進
- 良好な水環境づくりの推進
- 良好な地質環境づくりの推進
- 省エネ・省資源型社会づくりの推進

II ごみの排出抑制と適正処理・リサイクルを進める

- 資源循環型社会づくりの推進
- ごみの適正処理の推進
- 産業廃棄物処理対策の推進

I

人に、自然にやさしい 環境づくりを進める

現況と課題

本市は、1950年代後半からのわが国の高度経済成長と歩調を合わせ、臨海部を中心に工業化が進み、産業型公害が大きな社会問題となりましたが、その後の環境関連法等の整備及びこれらに基づく規制や指導により、産業型公害は沈静化してきました。

一方で、都市化の進展により、自動車交通等による大気汚染や騒音・振動、家庭からの生活雑排水による河川の汚濁や有害化学物質による地下水の汚染、ごみの増大など、市民の日常生活

に密着した、いわゆる都市・生活型公害が大きな問題となっており、このため大気環境や水・地質環境の保全対策の充実が求められています。

また、急激な都市化により自然改変が進み、現在では身近に見られなくなっている種も数多く見られます。市民に憩いとうるおいを与えるなど、生きものやそれを取り巻く自然環境は、可能な限り保全・育成していくことが必要であり、そのための施策の取り組みが求められています。

さらに、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨等の地球環境問題への対策とともに、*ダイオキシンをはじめとする*環境ホルモン等健康への影響が懸念される有害化学物質について、その環境汚染対策が特に重要な問題となってきており、環境保全に向けた早急な対応が必要となっています。

多様化し、複雑化する環境問題は、変容する社会・経済システムを背景として、市民・事業者一人ひとりの日常生活や事業活動が主な原因となっているため、市民・事業者、そして行政がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいくことが重要となります。



花島公園ビオトープ

基本方針

環境基本計画に基づき、各種施策の総合的な推進体制の強化を図るとともに、*ISO14001（環境マネジメントの国際規格）の理念のもと環境保全活動を着実に推進します。また、環境影響評価制度の運用等により、自然環境の保全に配慮した都市づくりを進めます。

さらに、地球温暖化対策等を推進し、地球環境問題への対応を図るとともに、有害化学物質の汚染防止対策を進めます。

環境学習・環境教育の充実など、市民の環境保全意識の啓発を図るとともに、貴重な動植物の保護や、生きものの生息環境に配慮した緑や水辺空間の保全・創造を図り、人と自然の共生する環境づくりを進めます。

大気汚染、水質汚濁及び地下水・土壤汚染の公害に対して、環境基準の維持・達成のため、監視体制の充実、指導・規制の強化を図り、良好な環境保全に努めるとともに、環境への負荷を極力低減するため、資源の有効利用、未利用資源の活用などの省エネ・省資源型社会づくりを進めます。



支川都川

施策の展開

【環境共生都市づくりへの取り組み】

環境基本計画に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

*ISO14001に基づき、環境保全活動を着実に推進するとともに、事業者のISO14001の認証取得に対する支援を進めます。

環境に大きな影響を与えるおそれのある各種開発事業の実施にあたっては、その事業が環境に及ぼす影響を事前に調査し、公害の未然防止及び自然環境の保全を図る視点から、住民等の意見の反映に努めます。

また、環境に配慮した公共工事を推進するとともに、本市の政策や条例の提案、計画策定等の段階において、環境への配慮が行われるよう制度化（計画アセスメント）について調査・研究を進めます。

事業者の地球環境保全の視点からの取り組みを促進するため、環境保全協定を充実し、締結企業を拡大するとともに、中小企業に対する公害防止施設改善資金の融資拡充を行い、公害防止施設の設置等の促進を図ります。

姉妹・友好都市等と環境問題に関する情報交換を行うとともに、公害防止等に協力するため、人材交流や国際交流・協力に努めます。

地球の温暖化を防止するため、温室効果ガスとなる二酸化炭素等の排出の抑制を図ります。また、オゾン層の保護のため、フロン削減対策を図るとともに、酸性雨対策を進めます。

*ダイオキシン等の有害化学物質について調査・研究を進めるとともに、大気及び水質の環境汚染を防止するため、化学物質を使用・製造する事業所の実態を把握するなど、化学物質汚染防止対策の充実を図ります。

【環境学習・環境教育の推進】

環境問題への認識と理解、さらには環境保全活動への参加を促すため、総合的・体系的な環境学習・環境教育等を進めるとともに、その拠点施設について検討し、整備を図ります。

地域環境保全基金の活用を図り、市民参加による各種環境保全活動を積極的に展開します。

また、環境保全活動に取り組む*NPOなどの活動への支援を図るとともに、これらの団体との「協働」による環境問題への取り組みを進めます。

【自然とふれあう環境づくりの推進】

谷津田等の自然生態系が残されている地域を保全するとともに、市民が自然とふれあい、自然環境についての理解を深める場を整備します。

また、市の鳥「コアジサシ」の繁殖地の確保等その保護に努めるとともに、東京湾の水辺に生息する生きものとのふれあいの場の確保に努めます。

身近な縁、水辺を活用した市民による*ビオトープづくりなど、生きものに配慮した環境づくりを推進し、市民が身近に自然とふれあえる環境整備を図ります。

貴重な動植物や絶滅の恐れがある種を守るため、普及啓発や生息状況調査を行い、市民等と共に生息地の保全に努めます。

【良好な大気環境づくりの推進】

大気汚染の発生を防止し、環境基準の維持、達成を図るため、大気環境及び発生源の監視体制の充実を図るとともに、排出規制・指導に取り組みます。また、大気環境に関する情報を収集管理し、情報の提供に努めます。

自動車公害防止計画に基づき、低公害車の普及促進を図るなど、自動車公害の低減に向けた各種施策を総合的に推進します。

快適な音環境の保全を図るとともに、悪臭防止対策についてもその推進を図ります。

【良好な水環境づくりの推進】

水質汚濁の発生を防止し、環境基準の維持、達成を図るため、発生源などの監視体制の充実を図るとともに、排出規制・指導に取り組みます。また、水環境に関する情報を収集管理し、情報の提供に努めます。



コアジサシ

水環境保全計画に基づき、河川等の水質浄化など良好な水環境づくりを総合的に推進します。

河川の流量確保や、水生生物の生息環境を保全・再生し、快適な水辺環境を創出するため、湧水地の保全を図ります。

また、河川等の水質浄化に関する啓発事業を行い、市民や事業者の水環境保全に対する意識の高揚を図ります。

公共用水域の水質改善を図るため、公共下水道、農業集落排水施設の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進します。

高度処理による下水処理場の放流水の水質改善や、合流式下水道の改善を図るとともに、初期降雨流出水を一時的に貯留し処理することにより、公共用水域の汚濁負荷の軽減に努めます。

【良好な地質環境づくりの推進】

地下水及び土壌の汚染による公害の発生を防止し、環境基準の維持、達成を図るため、発生源などの監視・規制・指導に取り組みます。

また、地下水及び土壌の汚染状況の調査研究、地下水保全計画の策定・推進、汚染が確認された地域への浄化施設の設置等、地質環境の保全対策を推進します。

地下水汚染が確認された地区的上水道配水管の布設を促進し、安全な飲料水の確保及び公衆衛生の向上を図ります。

地下水位の監視体制及び地下水の揚水規制の強化により、地盤沈下等の防止を図ります。

【省エネ・省資源型社会づくりの推進】

省エネルギー・省資源型のまちづくりを目指して、各種の省エネ・省資源施策を総合的に進め、太陽光・風力などの「自然エネルギー」、ごみ焼却場の余熱・下水熱などの「未利用エネルギー」、*コージェネレーションなどの「高効率なエネルギー」、「天然ガス等のクリーンエネルギー自動車」、「*燃料電池」等の環境への負荷が少ない新エネルギーの活用を図るとともに、雨水や下水処理水の再利用、廃棄物のリサイクルなどを推進します。

そのため、市民、事業者、行政の連携のもとに、省エネ・資源循環型社会の形成に向けた取り組みの推進を図るほか、節電、節水やごみの減量化など省エネ・省資源に配慮した生活様式について身近な問題として理解を得られるよう啓発を促進します。

また、環境に負荷を与えないような廃棄物の再生利用などの資源循環型の新技術の導入や、*ゼロ・エミッションの促進に努めるとともに、太陽光発電等環境にやさしい新エネルギー導入への支援を進めます。



北清掃工場

II

ごみの排出抑制と 適正処理・リサイクルを進める

現況と課題

これまでの経済効率を優先する社会・経済活動は、資源やエネルギーを大量に消費するとともに、多量のごみを排出することで、環境へ大きな負荷を与えています。

また、大量生産・消費・使い捨ての風潮やライフスタイルの変化等を背景として、ごみの発生量の増大及びごみ質の多様化が加速度的に進んでいます。

このような中、ごみの減量化・再資源化の推進、廃棄物処理施設に係る規制の見直し、不法投棄対策など総合的な対策を講じ、ごみの適正処理を進めるため、1997年（平成9年）6月に「廃棄物処理法」が大幅に改正されました。

また、1995年（平成7年）6月には、缶・びん等の容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化的促進を図る「容器包装リサイクル法」が、さらに、1998年（平成10年）6月には、使用済みの家電製品のリサイクルの促進を図る「家電リサイクル法」が制定されました。

近年、地球環境の破壊に対する危機感や自然の豊かさに対する価値観とともに、身近な問題であるリサイクルやごみの適正処理への関心が高まりつつあり、ごみの減量化や再利用を実践する市民が増えています。

また、市民、事業者、行政がリサイクルに対する情報の共有化を図り、それぞれが自主的にその役割を果たすとともに、相互の連携・協力により、資源循環型社会の実現に向けた体制を

作り上げることが求められています。

ごみの減量化・再資源化を積極的に推進していくためには、生産段階からのリサイクルを前提としたものづくりや生産・流通・消費の各段階の排出源における排出抑制を行い、リサイクルが可能なものについては徹底的にリサイクルを推進していく必要があります。

産業廃棄物は、近年、都市化の進展や経済の発展と相まって、多種多様化し、量もますます増大しつつありますが、事業者の責任と負担による適正処理の原則のもとに、減量化・再資源化を進め、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る必要があります。

また、*ゼロ・エミッションの推進など、資源循環型社会の構築に向けた新たな施策展開が求められています。



新浜リサイクルセンター

基本方針

資源循環型社会の構築を目指し、市民、事業者、行政が協力してリサイクルに取り組みます。

このため、分別排出・分別収集の実施や、市民・事業者の自発的なリサイクル活動等への積極的な支援を行っていくとともに、再利用や再資源化ができるものは最大限活用していくためのシステムづくりを進めます。

また、ごみの排出抑制と適正処理をより一層推進するため、減量化・再資源化に積極的に取り組むとともに、中間処理施設の整備や最終処分場の確保を図ります。

産業廃棄物の適正処理については、事業者の自覚と意識の啓発に努め、監視体制の強化を図り、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するとともに、発生量の減量化及び再資源化を推進します。



リサイクルフェスタ

施策の展開

【資源循環型社会づくりの推進】

ごみのより有効な分別収集体制や排出抑制対策、処理経費の適正負担のあり方について引き続き検討し、ごみの減量化・再資源化を一層推進します。

リサイクル推進基金の運用等により、生ごみリサイクルの促進や集団回収の助成などを行い、併せて、リサイクル意識の高揚を図るための啓発事業やリサイクル教育を行います。

リサイクル活動の拠点施設であるリサイクルプラザの整備を進めるとともに、不用品のリサイクルシステムの拡充や、市民、事業者、行政の相互の連携・協力体制づくりなどの環境整備を進めます。

蘇我副都心の開発整備にあたり、ごみ処理工エネルギーの有効利用や*ゼロ・エミッションの推進を念頭に、エネルギーセンター（仮称）構想を策定し、その推進に努めます。



北リサイクルプラザ

建設副産物の発生量の抑制と再利用を促進するとともに、公園の剪定樹木や刈り取った草の堆肥等への再利用や、下水汚泥・処理水の有効利用を図ります。

【ごみの適正処理の推進】

市民や町内自治会、廃棄物適正化推進員等の協力のもと、散乱ごみの発生を未然に防ぐとともに、清潔なごみステーションづくりを進めます。

ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、地域環境に十分配慮しつつ、省資源、省エネルギー、経済性等多角的に調査研究し、効率的な処理施設の整備を計画的に進めます。

処理施設から発生するエネルギーの有効利用を図るほか、焼却灰の有効利用など新たな処理技術等の導入に積極的に取り組みます。

不燃ごみ、焼却残さ等の埋立処分量の減量策など適切な対応を図り、環境保全等に留意して、最終処分場の確保を図るとともに、処分場の跡地利用を検討・推進します。

また、中・長期的な視点から、安定的に利用可能な最終処分場の整備について検討します。



新港新清掃工場（完成予想図）

【産業廃棄物処理対策の推進】

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の監視体制、事業所・処分場への立入検査等指導強化に努め、適正な監視体制の充実を図るとともに、環境汚染が生じないよう、事業者責任による処理の徹底を図ります。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度等の活用による産業廃棄物の排出・運搬・処理状況の把握や、情報の共有化など他都県市等との連携強化により、広域流動する産業廃棄物に対し、適切な対応を図ります。

また、*ゼロ・エミッションを実現する新技術の調査研究を進め、資源の節約・有効利用により発生量の抑制を図ります。



ゴミステーション